

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給について

1 概要

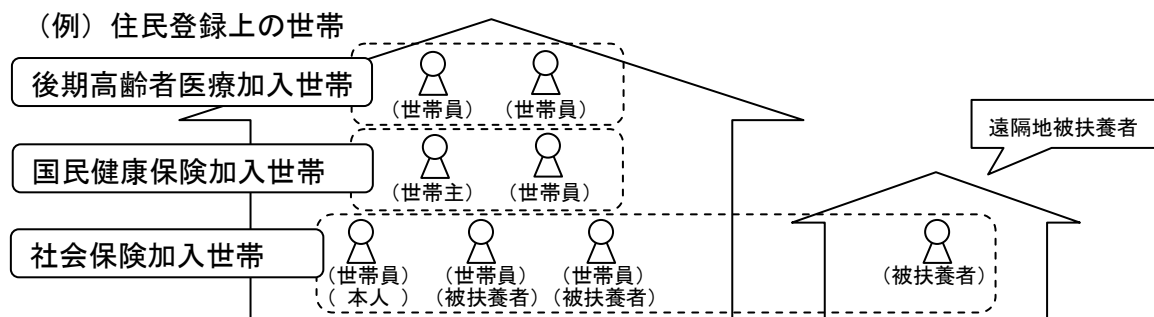
1年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った介護保険と医療保険の利用者負担額を世帯で合算した額が、一定の上限を超えたときは、その超えた額を申請により支給します。

※ 介護予防・生活支援サービス事業にも同様の制度があります。

2 合算対象となる世帯の範囲

毎年7月31日を基準日として、その時点の医療保険の世帯※が合算対象となります。

- ※ 後期高齢者医療の場合：同一世帯内の被保険者
- 国民健康保険の場合：世帯主及びその世帯員
- 社会保険等の場合：被保険者及びその被扶養者



3 対象者及び基準額（年額）

【 国民健康保険加入者 】

区分	70歳未満
上位所得者 (旧ただし書き所得 901万円超)	176万円
上位所得者 (旧ただし書き所得 600万円超 901万円以下)	135万円
一般 (旧ただし書き所得 210万円超 600万円以下)	67万円
一般 (旧ただし書き所得 210万円以下)	63万円
住民税非課税世帯	34万円

【 国民健康保険又は後期高齢者医療加入者 】

区分	70歳以上
現役並み所得者 ●国民健康保険加入者 (国保税の算定の基礎となる課税対象額が600万円を超える世帯) ●後期高齢者医療加入者 (一部負担金の割合が3割)	67万円
一般 (上位所得者、低所得者以外)	56万円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	31万円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯かつ所得0円) ※所得を算定する上で公的年金等控除額は一律80万円で計算	19万円

※ 対象期間 2014年8月1日～2015年7月31日

※ 低所得者Ⅰに該当する世帯で、同一世帯内に複数の介護保険サービス利用者がある場合、介護保険分の支給額は、低所得者Ⅱの基準額で計算します。

4 対象となる利用者負担額

- (1) 介護保険サービスについては、(介護予防)福祉用具購入費・(介護予防)住宅改修費を除き、各サービスの1割負担分が対象となります。
- (2) 高額介護(介護予防)サービス費の支給対象者については、その支給分については算定しません。この場合の対象となる利用者負担額は、負担上限額となります(高額療養費も同様)。
- (3) 公費負担によりサービスを受けている場合及び施設の独自減免を受けている場合、その部分については算定しません。

5 申請先

基準日(7月31日)において加入している医療保険者

6 申請に必要なもの

- (1) 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- (2) 各保険者(介護・医療)が発行する自己負担額証明書
※ 申請先が福山市国民健康保険・広島県後期高齢者医療(基準日(7月31日)の介護保険者が福山市の場合に限る。)の場合は、福山市介護保険に係る自己負担額証明書は不要となります。
※ 申請先が福山市国民健康保険・広島県後期高齢者医療以外(広島県後期高齢者医療であるが、基準日(7月31日)の介護保険者が福山市ではない場合を含む。)は、福山市介護保険担当窓口(1)の申請書により、自己負担額証明書の交付を受けてください。
- (3) 印鑑
- (4) 振込口座が分かるもの ※原則、被保険者本人の口座としてください。
- (5) 【やむを得ず被保険者本人以外の方を振込先名義人とする場合】
被保険者本人と続柄が確認できる書類(戸籍抄本の写しなど)

お問い合わせ先
(介護保険分に関すること)

介護保険課	084-928-1166	神辺保健福祉課	084-962-5005
松永保健福祉課	084-930-0410	新市支所	0847-52-5515
北部保健福祉課	084-976-8803	沼隈支所	084-980-7704
東部保健福祉課	084-940-2572		

※ 医療保険分に関することについては、各医療保険の担当窓口にお問い合わせください。